

社会福祉法人における組織再編の規定と会計処理について

社会福祉法における組織再編に係る規定の有無については、次のような状況になっている。

組織再編の種類	実施の可否	会計処理
合併 (新設・吸収)	○(法に手続規定あり)	検討が必要
事業譲渡	△(法に手続規定はないが 法人間の合意・契約により 実施可)	検討が必要
分割	×(法に手続規定がなく、 組織法上の行為としては 実施不可)	－(検討不要)
子法人の保有 (連結決算)	×(制度上、子法人保有を 認めていないため実施不可)	－(検討不要)

非営利組織の合併に関する規定について

	社会福祉法人	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人	医療法人	学校法人	消費生活協同組合	農業協同組合	NPO法人
承認規定	<p>社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。(社会福祉法第48条、第49条)</p> <p>合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。(社会福祉法第50条)</p>	<p>一般社団法人又は一般財団法人は、他の一般社団法人又は一般財団法人と合併することができる。(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第242条)</p> <p>公益法人は、合併しようとするときは、行政庁に届出なければならない。合併により、新設法人が公益法人の地位を承継しようとするときは、認可を申請することができる。(公益社団法人または公益財団法人の認定等に関する法律第24条1項1号、第25条1)</p>	<p>社団医療法人は他の社団医療法人と、財団医療法人は他の医療法人と合併することができる。(医療法第57条)</p> <p>合併は都道府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。(医療法第58条の2)</p>	<p>学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。(私立学校法第52条)</p>	<p>組合は、他の組合と合併をすることができる。この場合においては、合併をする組合は、合併契約を締結しなければならない。(消費生活協同組合法第65条)</p> <p>組合の合併については、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。(消費生活協同組合法第69条)</p>	<p>組合が合併しようとするときは、政令で定める事項を定めた合併契約を締結し、総会の決議によりその承認を受けなければならない。</p> <p>合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。(農業協同組合法第65条)</p>	<p>特定非営利活動法人は他の特定非営利活動法人と合併することができる。(特定非営利活動促進法第33条)</p> <p>合併は所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。(特定非営利活動促進法第34条3項)</p>
会計処理	<p>規定なし</p>	<p>規定なし</p> <p>税制適格合併、税制非適格合併があるのみ</p>	<p>資産負債の評価や複数の処理が考えられる場合にどのような基準で会計処理を判断するかについては規定なし。</p> <p>純資産の部の会計処理は、合併後も持分がある法人である場合には、資産負債の差額は「出資金」となる。合併後持分の定めのない医療法人は資産負債の差額は「設立時積立金」に直接計上する。(四病協の会計基準3(1)ホ)</p>	<p>パーチェス法、持分プーリング法の両方を示しつつ、いずれの方法が妥当であるとも一概にはいえない。(学校法人委員会研究報告第7号)</p>	<p>吸収合併存続組合は、吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、吸収合併対象財産には、当該吸収合併消滅組合における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。(消費生活協同組合法施行規則第150条)</p> <p>組合の合併は、普通出資の特性から、企業結合に関する会計基準における取得や支配の概念とは相容れず、合併組合の総代が継続して議決権を集約して行使する場合など、取得と解すべき例外的な場合を除き、持分プーリング法により会計処理を行う。(平成20年3月28日社援地発第0328003号)</p>	<p>吸収合併存続組合は、吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価(吸収合併に際して吸収合併存続組合が吸収合併消滅組合の組合員に交付する財産をいう。)の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、吸収合併対象財産には、当該吸収合併に係る吸収合併消滅組合における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。(農協法施行規則第192条の2第1項)</p>	<p>規定なし</p>

非営利組織の事業譲渡に関する規定について

	社会福祉法人	一般社団法人、一般財団法人、 公益社団法人、公益財団法人	医療 法人	学校法人	消費生活協同 組合	農業協同組合	NPO 法人
承認規定	<p>規定なし</p> <p>(取引法上の行為であり、一般的には次の手続きを経ていると推測される「理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。</p> <p>一 重要な財産の処分及び譲受け」(社会福祉法45条の13第4項))</p>	<p>一般社団法人又は一般財団法人は、事業の全部の譲渡をするには、社員総会又は評議員会の決議によらなければならない。(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第147条、第201条)</p> <p>社員総会又は評議員会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合)又は議決に加わることができる評議員の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合)にあつては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条、第189条)</p> <p>公益法人は、事業の全部又は一部の譲渡をしようとするときは、行政庁に届出なければならない。(公益社団法人または公益財団法人の認定等に関する法律第24条1項2号)</p>	規定なし	規定なし	<p>事業の全部の譲渡、第五十条の二第一項の規定による共済事業の全部の譲渡については、総会の特別決議によらなければならない。(消費生活協同組合法第42条)</p> <p>共済事業の全部又は一部を譲渡するには、総会の議決によらなければならない。(消費生活協同組合法第50条の2)</p>	<p>事業の全部の譲渡、第五十条の二第一項の規定による信用事業の全部の譲渡並びに第五十条の四第一項の規定による共済事業の全部の譲渡については、総会の特別決議によらなければならない。(農業協同組合法第46条)</p> <p>総会の決議を経て、信用事業の全部又は一部を同号の事業を行う他の組合に譲り渡すことができる。信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。(農業協同組合法第50条の2)</p> <p>共済事業の全部又は一部を譲渡するには、総会の決議によらなければならない。(農業協同組合法第50条の4)</p>	規定なし
会計処理	規定なし	規定なし	規定なし	<p>公共性が高く非営利である学校法人が営業権を計上することは制度上実務に馴染まないため、営業権は計上しないことが妥当と考えられる。</p> <p>合併対価を支払うことは実務上ない。分離法人に対し何らかの対価を支払うことも考えられるが、この場合には、受け入れに際して寄付金収入と当該対価とが相殺されるか、または、寄付金等の支出とすべき。</p> <p>(学校法人委員会研究報告第7号)</p>	規定なし	規定なし	規定なし